

習志野市道路位置指定申請書取扱要領

制定 昭和61年4月1日

改定 平成13年4月1日

平成24年4月1日

平成26年4月1日

平成28年4月1日

令和4年3月31日

（趣旨）

第1 この要領は、習志野市建築基準法施行細則（平成26年規則第4号。以下「細則」という。）に伴う道路位置指定申請書（細則別記第19号様式。以下「申請書」という。）及び道路位置指定申請図（細則別記第20号様式。以下「申請図」という。）の記載にあたり、必要事項を定めるものとする。

（申請書の提出）

第2 申請書に、申請図、細則第23条に定める図書及び位置図（原則として2500分の1の都市計画図に朱書きのこと。）を添えて左綴りとして正本及び副本の2部提出するものとする。

2 申請図の原図は封入し、正本に添付するものとする。

3 申請者は、指定道路の土地所有者を原則とする。ただし、借地人で土地所有者の同意を得たときは、その借地人が申請できるものとする。

4 申請書の提出時期は、築造に着手する前とし、あらかじめ開発関係を主管する課及び関係する課との協議が終了した後とする。着手は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、細則及び習志野市道路位置の指定に関する技術基準（以下「基準」という。）に適合する旨の道路位置指定の築造承認通知書（別記第2号様式）の通知があった後とする。

5 代理人のあるときは、委任状を正本に添え、その写しを副本に添えるものとする。

（申請書の記入）

第3 敷地の地名地番は、土地登記事項証明書に表示されている道路となるべき土地の地名地番を全部記入すること。

2 関係土地の地名地番は、指定を受ける道路に接続する土地の地名地番を全部記入すること。

3 道路の概要の番号は、1号、2号、……とし、道路が屈曲又は幅員の異なるごとに個々に番号をつけて記入すること。なお、この欄が不足するときは、同欄を別紙とするか又は貼付し、記載すること。

4 幅員及び延長は、個々の道路についてメートルを単位として記入すること。（寸法

は、小数点第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。以下同じ。)

- 5 道路の延長は、他の道路の側線相互間、又は他の道路の側線より道路の終点若しくは転回広場の中心点までとし、道路中心線の位置での長さとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項による道路に接続する場合にあっては、道路中心線より2メートル後退した線から算定すること。
- 6 隅切りの長さは、個々の道路ごとに記入すること。
- 7 側溝の幅は、道路に設けるU字溝及びL字溝の幅を記入すること。
- 8 自動車転回広場については、道路の次に番号をとり、延長の欄に面積を記入し、側溝の幅欄に自動車転回広場と記入すること。
- 9 道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模欄には、申請道路の面積、当該道路の築造と併せて行おうとする建築敷地等の開発行為に係る面積及び合計面積を記載すること。
- 10 承諾書には、指定を受けようとする土地の所有者及びその土地又はその土地に存する建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに指定道路の指定を受けた際の基準に適合するように管理する者の承諾を得ること。
- 11 承諾年月日は、関係権利者及び管理者全員の承諾を得た日を記入すること。
- 12 申請者が土地所有者、その他の権利者及び管理者であるときも承諾欄に必ず記入すること。
- 13 権利別欄には、地番及び土地又は土地に存する建築物若しくは工作物について該当する権利及び管理の別をそれぞれ記入し、関係権利者及び管理者全員に、以後承諾について紛争の生じないよう十分説明のうえ承諾印をうけること。ただし、水路等の公有地の承諾で別途に申請し、承諾書の交付を受ける場合にあっては、その旨を記載し、承諾書とは別添としても差し支えない。
- 14 申請書に記載する欄が不足するときは、同欄を別紙で記載することとし、その場合は必ず全員の割印をすること。

（申請図の記載）

第4 申請図の空欄には、指定、変更又は廃止の該当文字を入れること。

- 2 道路となる土地の地名地番は、土地登記事項証明書に表示されているとおりに記入すること。
- 3 幅員は、指定にかかる道路の幅員が異なるごとに記入し、延長はすべての道路の合計延長を記入するものとし、自動車の転回広場については面積を記入すること。
- 4 道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模欄の右には、内訳として、道路となる土地の面積及び建築敷地等の開発行為にかかる面積をそれぞれ記入すること。
- 5 縮尺欄には、各図面の縮尺を記入すること。
- 6 各図の記入
 - (1) 地積図（実測図）には、次のことを記入すること。

ア 方位

イ 地名地番の境界線

ウ 地目及び地番

エ 申請道路の築造と併せて行おうとする建築敷地等の開発行為にかかる敷地の区画及び面積

オ 申請地内にある建築物、工作物（橋等を含む。）、道路及び水路の位置

カ 建築予定の建築物及び既存建築物の位置、用途

キ 指定を受けようとする道路の位置、延長、幅員、すみ切り及び自動車転回広場の寸法。ただし、既に位置の指定を受けた道路に接続する場合は、その延長と合計延長を記入すること。なお、道路が屈曲又は幅員が異なる場合は、それぞれごとに番号（申請書の記入第3項でつけた番号と同一とする。）を付け、延長及び幅員を記入する。

ク 標識の位置

ケ 貯溜槽又は浸透槽を設ける場合は、その位置及び安全対策

コ 土地の高低差（造成断面図）、こう配、擁壁の位置、計画道路、指定済道路（指定年月日及び番号）及びその他地形上特記すべき事項

（2） 付近見取図には、次のことを記入すること。

ア 方位

イ 道路、鉄道、水路、川及びがけ

ウ 最寄りの駅、停留所等、申請地付近の目標となる建築物及び地物

（3） 構造詳細図（縮尺は20分の1程度）には次のことを記入すること。

ア 道路の幅員（断面図）

イ 道路の構造寸法（橋等を設ける場合は、その構造寸法）

ウ 側溝、縁石の寸法及び側溝のふたの寸法

エ 標識の寸法

オ 貯溜槽又は浸透槽の構造寸法

カ 擁壁の構造図

（4） 公図の写しには、指定を受けようとする道路の位置を明示すること及び作成者の氏名を記載し、押印すること。

（5） 地積図及び公図の写しは、同一の方位又は方向に図示すること。

7 申請図に記載する内容が1枚に記載できない場合は、左上欄に全枚数とその番号を記入（例えば2枚の場合は、2の1、2の2）すること。

（承諾書等の添付）

第5 第4に定めるもののほか次の各号に該当する場合には、それぞれ承諾書等を添付すること。

（1） 政令第144条の4第1項第1号口の規定の適用を受ける場合は、公園、広場

その他これらに類するものの管理者が、自動車の転回に使用して支障がない旨の承諾書等又は写し

(2) 法第42条第2項及び第3項に規定する道路に接続し、又は交差する場合においては、道と道路境界線とみなされる線との間の土地権利者の承諾書等又はその写し

(3) 築造しようとする道の起点又は終点が既存の道路に接続する場合は、既存道路の管理者の承諾書等又はその写し

(審査及び築造承認)

第6 申請者は、申請書を提出する前にその計画について、事前審査を受けるものとする。

2 申請書が提出されたら、現地調査を行い、申請書と現地に相違がないかを確認する。

3 審査に先立ち、各課意見書（別記第1号様式）にて意見を求め、支障がないことを確認する。

4 審査は、政令、細則、基準及びこの要領に基づき行い、適合していることを確認した後に、道路位置指定の築造承認通知書（別記第2号様式）を交付する。

5 審査には、道路位置指定申請審査表（別記第3号様式）を使用する。

6 築造承認後、速やかに工事を着手するものとする。

(完了検査)

第7 申請者は築造工事完了後、速やかに工事完了届（別記第4号様式）を提出するものとする。

2 工事完了届の受領後7日以内に築造承認した申請図のとおり築造されているか否かについて、特に次の各号について検査を行う。

(1) 道路の位置、延長及び幅員、側溝、縁石並びに境界石による道路の区画

(2) 敷地の接道状況及び申請区域

(3) 擁壁等の構造

(4) 側溝の構造、排水施設及び放流先

(5) その他必要と認める事項

3 工事完了届の提出時には、次の各号の書類を添付するものとする。

(1) 申請部分の土地登記事項証明書及び公図（工事完了届提出前3日以内のもの（祝祭日は除く））

(2) 工事工程写真（完了状態の写真を含む）

(3) 他部署の検査等がある場合には、その検査済証等の写し

(4) その他完了検査に必要と認める書類等

4 完了検査には、道路位置指定検査表（別記第5号様式）を使用する。

(指定及び公告)

第8 検査の結果で支障がない場合は、申請書に道路位置指定申請検査表及び第8第2

項に掲げる書類を添付し、指定の決裁を受ける。

2 決裁後速やかに別記第6号様式により、公告する。

(通知書の交付)

第9 道路位置指定通知書の交付は、申請者を原則とするが、委任状添付のものにあつては、申請者以外の受任者に交付することができる。

(適用年月日)

第10 この取り扱い要領は、昭和61年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に習志野市建築基準法施行細則第18条の規定により既に申請手続きがなされているものは、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年3月31日から施行する。

2 この要領の施行前に習志野市建築基準法施行細則第18条の規定により既に申請手続きがなされているものは、なお従前の例による。

別記第1号様式（第6第3項）

年 月 日

関係所属長 様

都市環境部建築指導課長

_____より習志野市_____に別紙のとおり
道路位置指定申請が提出されましたので、貴課の意見を求めます。

受付番号 第 号

課 名	意 見 欄
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩

建 指 第 号
年 月 日

道路位置指定の築造承認通知書

様

習志野市長



年 月 日付けで申請のあった建築基準法第42条第1項第5号
による道路位置指定の築造を承認します。

なお、築造完了後は速やかに工事完了届を提出し、現場検査を受けてください。

1 申請者住所氏名

2 申請地の地名地番

別記第3号様式（第6第5項）

道 路 位 置 指 定 申 請 審 査						
No.		作成			年 月 日	
申請者氏名				審査員氏名		
審査項目		適	否	審査項目	適	否
① 指 定 基 準				⑥ 関係土地の範囲		
② 関係課の意見				⑦ 関係土地の謄本		
③ 申 請 者				⑧ 権利者の承諾		
④ 申請書記載事項				⑨ 印 鑑 証 明		
⑤ 申請図記載事項				⑩ その他の添付書類		
指摘事項及び処理経過					指摘月日	訂正月日
本件審査の結果支障がないと認められますので、道路の築造を承認してよろしい かお伺いします。（築造承認書一部発行）						
築 造 承 認		年 月 日		完 了 報 告		年 月 日
現 場 審 査		年 月 日		指定公告決裁		年 月 日
公印使用承諾		年 月 日 ㊞				

別記第4号様式（第7第1項）

年 月 日

工 事 完 了 届

習志野市長 宛て

申請者 住所
氏名

年 月 日付け第 号で築造承認を受けた建築基準法第42条第1項第5号による道路位置指定の築造工事が完了したので届け出ます。

1 申請者住所氏名

2 申請地の地名地番

3 添付書類

- ・申請部分の土地の登記事項証明書及び公図（工事完了届提出前3日以内のもの）
- ・工事工程写真
- ・他の部署の検査等がある場合には、その検査済証の写し

別記第5号様式（第7第4項）

道路位置指定検査表

検査日： 年 月 日

[illegible][illegible]

別記第6号様式（第8第2項）

習志野市公告第 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

その関係図面は、習志野市都市環境部建築指導課において供覧に供する。

年 月 日

習志野市長

1 道路敷地の地名地番

2 道路の概要

	幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅
1			×	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

3 申請者住所氏名

4 指定年月日 年 月 日

5 備考